

公益財団法人福井県スポーツ協会 加盟団体の処分に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第22条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、本会加盟（準加盟及び準々加盟を含む）の競技団体、市町スポーツ協会に対して適用する。

(処分の手続き)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、専務理事及び事務局が当該団体に対し事実確認を行い、倫理委員会へ報告する。
- (2) 倫理委員会は専務理事及び事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案のうち、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、資格変更及び退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

(処分の決定)

第4条 第5条に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3) 資格変更及び脱退（退会）は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意
口頭または書面により、是正・改善を求める。
- (2) 勧告
書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。
- (3) 資格停止
書面での通知を以って、一定期間、本会加盟団体規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

- a. 本会各種事業への参画（国民スポーツ大会、県民スポーツ祭等）
- b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

<役員・評議員>

- c. 当該団体からの評議員候補者の推薦
- d. 当該団体関係の役員・評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

- e. 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦（栄典等）

<契約>

- f. 当該団体への補助金交付、委託契約

(4) 資格変更

書面での通知を以って、正加盟団体を準加盟団体又は準々加盟団体に、準加盟団体を準々加盟団体に資格変更する。

(5) 脱退（退会）

書面での通知を以って、当該団体を本会から脱退（退会）させる。

- 2 処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、処分の種類及び内容を協議、決定する。

(不服申立)

第6条 加盟団体に関する規程第23条に基づき、本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。その際、当該団体は、本会による処分決定の日から30日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構にこの仲裁を申立てるものとする。

(その他)

第7条 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この内規を適用することができる。

- 2 この内規に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この内規は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 この内規は、令和4年5月27日から施行する。
- 3 この内規は、令和6年6月19日から施行する。